

議案第10号

杉並区立区民住宅条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立区民住宅条例の一部を改正する条例
杉並区立区民住宅条例（平成6年杉並区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「借り上げ、又は所有して」を「借り上げて」に改める。

別表杉並区立高円寺北区民住宅の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

（提案理由）

高円寺北区民住宅を廃止する等の必要がある。

杉並区立区民住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p>（区民住宅の定義）</p> <p>第2条 区民住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第3条の規定により都知事の認定を受けた供給計画に基づく賃貸住宅で、区が<u>借り上げて</u>管理する住宅をいう。</p>	<p>（区民住宅の定義）</p> <p>第2条 区民住宅とは、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「法」という。）第3条の規定により都知事の認定を受けた供給計画に基づく賃貸住宅で、区が<u>借り上げ、又は所有して</u>管理する住宅をいう。</p>